

令和3年第5回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和3年5月6日 開会

令和3年5月6日 閉会

令和3年第5回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和3年5月6日（木）午後3時30分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
  - (4) 令和3年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について
  - (5) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について
  - (6) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  - (7) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
  - (8) 農業委員会選出役職員について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 ただいまから令和3年第5回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による  
通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第7 議案第4号 令和3年度第2次農用地利用集積計画（案）の決  
定について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定にお  
ける借受者移転計画（案）の決定について

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第10 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第11 議案第8号 農業委員会選出役職員について

令和3年5月6日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市  
農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされ

ております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**議長**

これより令和3年第5回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号6番。齋藤委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

**議長**

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号5番川島委員、議席番号7番三橋委員の両委員を指名します。

---

◎報告

**議長**

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

**事務局**

それでは、総会資料4ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知についての報告は1件になります。うち農地法第3条賃貸借の解約が1件です。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

**議長**

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

- 議長**                   引き続き、議案の審議に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
事務局から申請概要の説明を求めます。
- 事務局**                   議案第1号について、説明する。  
（別紙議案のとおり）
- 議長**                   事務局からの概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに、地区担当推進委員からの説明及び、当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。
- 小川推進委員**           地区担当推進委員の小川です。  
議案第1号の1について説明します。  
この申請は贈与による所有権の移転です。  
申請の理由については、譲渡人は譲受人の義理の弟に当たりまして、体調の不良のため、この先も耕作をできないということで、今回このような申請を希望するものです。昨日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議長**                   地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員からの補足説明等を求めます。
- 佐藤委員**                   議席番号3番、佐藤です。  
この件について、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長**                   地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の遠藤委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤でございます。

この案件は、譲受人が、もう前々から譲渡人の畑を借り耕作しておりまして、今回、譲渡人が、ぜひ買っていたきたいということで話が来ました。畑も隣でくっついているところですので、問題はないということで合意したそうでございます。何ら問題はないと思われまますので、ひとつよろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番の林でございます。

ただいま、遠藤推進委員さんのほうから御説明あったとおりでございます、何ら問題ありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の番号1について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。議案第2号の1番について説明します。

こちらは、営農型太陽光発電の更新です。2015年から3年ごとの更新の申請であります。現地を見に行ってきましたが、きちっと耕作されて、何ら周りには問題、影響もなく、良好な状態です。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番小山です。ただいま山下推進委員が申しあげましたとおり、耕作のほうも、除草のほうもよくしてありまして、きれいでした。何ら問題ないと思います。許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第

4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。  
よろしく願いいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。  
この議題に関しては一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この案件については一部一括審議とします。  
議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号番号1について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。



**伊藤推進委員** 担当地区推進委員の伊藤です。議案第3号、番号1について、説明いたします。

申請者は現在、両親と同居していきまして、子供の成長に伴って手狭になったため、隣接地に家を建てたいということにして、畑として使われていた場所ではなく、荒れ放題になっていたところなので、特に問題はないかと思われまます。よろしくお願ひします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

**小山委員** 議席番号2番小山です。ただいま伊藤推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はありません。本件は第2種農地への専用住宅の建設でありまして、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において、何ら問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございせんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。  
次に、議案第3号、申請番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号番号2について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

- 議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。
- 齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。議案第3号、2番について、説明申し上げます。  
今回の申請は転用を伴う所有権の移転であります。譲受人に当たりましては、この場所が住環境もよく、また、購入価格も予算内であったために決定したとのことで、また、隣が田んぼではありますが、休耕田であり、工事等の説明もし、了承されたということです。周りも全部、住宅地等になっておりますので、問題ないかと思えます。どうぞよろしくお願ひします。
- 議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の佐藤委員からの報告を求めます。
- 佐藤委員 議席番号3番佐藤です。  
本件は、第3種農地への建売住宅10棟の建築であり、代替の検討、信用、資力、周辺農地への影響において問題ないと思われまふ。したがって、許可相当と思われまふ。御審議のほど、よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませぬか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第3号、申請番号2について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願ひします。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。  
次に議案第3号、申請番号3から申請番号7について、関

連する案件ですので、一括して事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号番号3から7番について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
引き続き、議案第3号、申請番号3から申請番号5について、関連する案件であり、同じ地区のため、一括して審議することとしてよろしいかお諮りします。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありましたので、本件に関しては、一括審議とします。  
地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

**川島推進委員** 担当推進委員の川島です。申請番号3、4、5について、御説明いたします。  
営農型太陽光発電設備の更新になります。現在は、農地のほうにはタマネギを栽培しております。年に何回かは草刈り作業等をしているみたいなのですが、現状を確認しましたところ、若干の圃場管理、草刈り等が、ちょっとおろそかになっているのかなという気がします。圃場管理をすれば、そうですね、生産性の向上、あるいは、増進につながるのではないのかなという気はしております。  
以上です。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の佐藤委員からの報告を求めます。

**佐藤委員** 議席番号3番佐藤です。  
見てまいりましたが、除草のほうをもう少ししっかりやってもらえばいいかなという感じで見受けられました。一時的な理由であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

地区担当推進委員から肥培管理についての発言がありました。さらなる肥培管理を講ずるよう申し添えた上で、許可相当とすることでいかがでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号3から申請番号5について、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに決定します。

引き続き、議案第3号、申請番号6について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。第6番の説明をさせていただきます。

これもやはり営農型太陽光発電の設備です。これも同じ法人となっております。やはり、その下でタマネギを栽培しております。先ほど川島委員が申しましたけれども、やはり除草等があまり芳しくない。今のところ、周りに住宅がありますけれども、住宅のほうからの草の苦情は出ておりませんが、見た感じでは、もう少し、営農型ですから、生産物を上げられるように除草のほうしっかりとさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の佐藤委員からの報告を求めます。

佐藤委員

議席番号3番佐藤です。

小川推進委員の説明のとおりで、やはり除草をちゃんとやっていたらいいかなと思います。一時的な理由であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

先ほどから、地区担当推進委員からの説明がありましたとおり、申請番号3から5と同じように、この申請番号6につきましても、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添えた上で、許可相当とすることでいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号6について、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに決定します。

引き続き、議案第3号、申請番号7について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

先日、現地のほうを確認いたしましたが、タマネギが一応、栽培されてはおりましたが、ちょっと商品として、これ出荷できるのかという感じのものでしたので、栽培方法、あと除草、管理について、もう少しやったほうがいいんじゃないかという気はいたしました。よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員

議席番号2番小山です。

ただいま椎名推進委員が申しあげましたとおりでございます。タマネギがかわいそうに植わっておりました、あれで販売ができるのかなあという、首をかしげるところもございましたが、指導していただければと思います。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われれます。よろしく願いをいたします。

議長

地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

この申請番号7につきましても、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添えた上で、許可相当とすることでいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号7について、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、さらなる肥培管理を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに決定します。

---

#### ◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、令和3年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
利用権設定等個人別明細の番号1から9について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画(案)の決定についてを議題とします。  
この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画個人別明細番号1について採決します。

本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については原案のとおり決定すべき旨



の意見を付すことに決定します。

---

◎議案第7号

**議長** 日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか。お諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

**事務局** 議案第7号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局からの議案の説明が終わりました。

議案第7号、番号1について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。

番号1について説明いたします。

新規です。この方は船橋市出身の方で、妻の実家に就農して5年になります。人参選別機やレタスの包装機を導入して作業効率を図っていきます。若い2人で頑張っていますので、よろしく願いいたします。

**議長** 次に、議案第7号、番号2について地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

**小川推進委員** 地区担当推進委員の小川です。

番号2について説明させていただきます。

変更です。営農の種類は水稻、露地野菜、主要作物は水稻、ネギ、ニンニクです。妻と孫の3人で行っております。大型農機を導入し、作業の省力化及び規模拡大を図りたいという

ことで、変更となっております。どうかよろしく願いいたします。

**議長** 次に、議案第7号、番号3について、地区担当推進委員の椎名和委員からの説明を求めます。

**椎名推進委員** 担当推進委員の椎名です。  
番号3番について、御説明いたします。  
今回は変更です。変更にあたりまして、娘の夫が新規に養豚のほうを始めまして、これから豚舎を増やし、頑張りたいということで、今回の申請になりました。よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
議案第7号番号1、2及び3について一括して採決します。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎議案第8号

**議長** 日程第11、議案第8号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。  
事務局からの議案の説明を求めます。

**事務局** それでは、総会資料の最終ページ、112ページの役職員一覧表を御覧ください。  
現在の農政総合推進協議会委員の任期満了に伴い、市長か

ら委員の推薦をしていただきたい旨の依頼がございました。本日は、この推薦依頼に伴い、農業委員会を代表する委員の候補者として5名の選出をお願いするものでございます。参考といたしまして、農政総合推進協議会は、市長からの諮問により、農業施策の案件の審議を行い、その結果を市長に答申することとされており、主に、年に2回の農振除外申請時に会議が開催されております。なお、本協議会の構成メンバーでございますが、議会の代表4名、農業委員会の代表5名、農業共済組合、農業協同組合、土地改良区の代表、各1名、農業者の代表4名、学識経験者4名の合計20名以内で構成されております。

説明は以上でございます。

**議長** 事務局からの説明が終わりました。  
本件について、どのように選出したらよろしいか、御意見を伺います。

**川島委員** この件については、会長指名ということで、私はいいと思います。どうでしょうか。

**議長** ただいま川島委員のほうから、会長から指名してはどうかとの声がありました。私から指名することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声が聞こえましたので、御異議ないものと認め、私から指名させていただきます。  
鈴木委員、齋藤委員、川島委員のほかに、前より会長と職務代理が委員になっていたようですので、私と井野職務代理を加え、この5名を指名しますので、よろしく願いいたします。

---

◎その他

**議長** 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

---

◎閉 会  
議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は6月4日金曜日、本庁舎3階大会議室を予定  
していますので、御参集お願いいたします。

御苦労さまでございました。